



第3次日野市環境基本計画

～環境に関心を持ち行動する人を育て
受け継いだ自然環境を次の世代につなぐまち～

令和4年(2022年)4月

日 野 市

～ は じ め に ～

日野市は、多摩川・浅川、これらに端を発する用水や黒川清流公園に代表される湧水、そして、多摩丘陵や日野台地の崖線の緑など、多様で豊かな「水」と「みどり」に恵まれたまちです。

市では、この貴重な自然環境を保全し、次世代につなげていくため、平成11年（1999年）に第1次日野市環境基本計画を策定、平成23年（2011年）に第2次日野市環境基本計画を策定し、望ましい環境像「私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ごう」を掲げ、市民・事業者の皆さまのご協力のもと、ごみ減量やCO₂削減など様々な環境施策を推進してまいりました。

一方、地球温暖化は後戻りできないところまで進行し、これに伴う気候変動による影響は甚大で、もはや『気候危機』の状況にあり、また、開発や乱獲、外来生物の侵入などによる生態系への影響やマイクロプラスチックによる海洋汚染など環境問題の深刻さは増すばかりです。

このような状況の中、日野市の自然はもとより、青い地球を次の世代に残すにはどうあるべきか、私たちは、これまで以上に環境問題を自らの問題として考え、行動しなければなりません。

本計画では、市が取り組むべき環境施策の方向を示しました。この計画にそって、環境施策の推進をしてまいります。その展開にあたっては、市・市民・事業者が、相互に連携、協働し取り組むことが重要です。市民・事業者の皆さん、水とみどりに囲まれ、潤いと安らぎのある環境を次の世代にしっかり受け渡すため、ともに取り組んでいきましょう。

最後に、環境基本計画推進会議及び環境審議会の皆さま、パブリックコメントでご意見をお寄せいただきました皆さまをはじめ、本計画の策定に携わっていただいたすべての方々に心からお礼申し上げます。



令和4年(2022年) 4月
日野市長 大坪 冬彦

目 次

計画編

第1章 計画策定のねらい	1
(1) 計画改定の背景	1
(2) 計画の目的・位置づけ	2
(3) 計画期間	2
第2章 計画が目指すもの	3
(1) 基本理念	3
(2) 望ましい環境像	4
(3) 基本目標	5
(4) 環境基本計画とSDGsの関連性	10
第3章 基本目標達成のための施策	11
(1) 施策体系	11
(2) 基本目標別取組み	12
I 目標1 気候変動分野 気候変動緩和・適応を実現するまち	12
II 目標2 みどり分野 多様なみどりをつなぐまち	14
III 目標3 水分野 豊かな水環境をつなぐまち	16
IV 目標4 生きもの分野 人と多様な生きものが共に暮らせるまち	18
V 目標5 ごみ分野 ごみゼロのまち	20
VI 目標6 生活環境分野 心やすらぐ住みよいまち	22
(3) 環境基本計画と関連計画	24
第4章 計画を進めるために	25
(1) 推進体制・進行管理	25

日野市環境配慮指針

日野市環境配慮指針

資料編

資料編	1
(1) 資料1 日野市環境基本条例	1
(2) 資料2 日野市環境基本条例施行規則	7
(3) 資料3 本計画と関連が深いSDGsの項目	10

計画編

第1章 計画策定のねらい

(1) 計画改定の背景

日野市では、平成7年(1995年)に市民の直接請求により制定された「日野市環境基本条例」に基づき、公募市民と市職員の協働作業により、平成11年(1999年)に「日野市環境基本計画」(以下「第1次計画」という。)を策定しました。そして、平成23年(2011年)度に改定した「第2次日野市環境基本計画」(以下「第2次計画」という。)では、市民・事業者と市が一体となり、日野市がめざす環境像「私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ごう」の実現という共通の目標に向かって、環境保全の取組みを様々なかたちで推進してきました。

しかしながら、近年、私たちの周りでは、猛暑日や熱帯夜日数の増加や国内最高気温の更新にみられる気温の上昇、局地的大雨(いわゆるゲリラ豪雨)など地球温暖化の影響による気候変動に起因すると考えられる自然災害の多発、開発や乱獲、外来生物の侵入などによる生態系への影響、マイクロプラスチックによる海洋汚染などさらなる環境問題が発生し、その深刻さは増えています。

このような環境問題に関する国際的な動向として、平成27年(2015年)には、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられたほか、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として地球温暖化を産業革命からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定し、1.5℃に抑えることが目標として掲げられました。さらに、令和3年(2021年)11月、イギリス・グラスゴーにて開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、1.5℃に抑える努力を追求することを明記した「グラスゴー気候合意」が採択されました。

日本では、国連生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)で採択された愛知目標達成に向け、平成24年(2012年)に「生物多様性国家戦略」が見直され、現在は次期生物多様性国家戦略に向けた検討が始まっているほか、平成28年(2016年)には地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策計画が策定されました。また、平成30年(2018年)に気候変動適応法が制定され、これに基づき、気候変動適応計画が策定されるなど、気候変動の影響に適応する地球温暖化対策の取組みが始まりました。令和4年(2022年)には、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を予定しており、その中で中核市に削減目標の設定、再生可能エネルギーの使用量を増やすことを目標として設定しています。

また、平成30年(2018年)4月に第五次環境基本計画を策定し、SDGsの考え方を踏まえた重点戦略と、地域循環共生圏の創造に向けた取組みを推進しています。

東京都でも、環境基本計画を平成28年(2016年)に改定し、「世界一の環境先進都市を実

現する」と目標を掲げました。また、令和元年（2019 年）に「ゼロエミッション東京戦略」を策定、2050 年 CO₂ 排出量ゼロに向けた道筋が示されました。さらに、令和 3 年（2021 年）「ゼロエミッション東京戦略 2020Update&Report」を策定、「2030・カーボンハーフスタイル」を掲げて、対策の加速・強化しています。

市では、平成 30 年（2018 年）に「自然と共生する日野市」を目指し「ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～」を策定、令和元年（2019 年）には、市民・企業などとの対話と共創による次世代に引き継ぎたい地域づくりを掲げ、東京都初の「SDG s 未来都市」の選定を受けました。令和 2 年（2020 年）には、プラスチック類資源化施設を整備し、市民に全てのプラスチックの分別をお願いし、プラスチック全量の資源化を目指しています。そして、豊かな海を汚さない持続可能な社会を実現するために「プラスチックスマート宣言」を発し、プラスチックごみゼロを目指した取組みを加速しました。

環境問題が多様に変化する中、本市を取巻くさまざまな環境情勢をはじめ、第 2 次計画の評価を踏まえ、今後の環境保全の取組みについて見直し、さらなる展開と推進をめざして、令和 2 年（2020 年）度に終期を迎えた前計画を改定することとしました。

（２）計画の目的・位置づけ

第 3 次日野市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、市の環境に関する基本的な計画であり、日野市環境基本条例に基づき策定するものです。

本計画は、市の環境分野の施策を体系化するもので、日野市の今ある環境を将来の世代に残すため、「第 1 次計画」、「第 2 次計画」を引き継ぎ、日野市の環境施策の基本的な方向を示します。

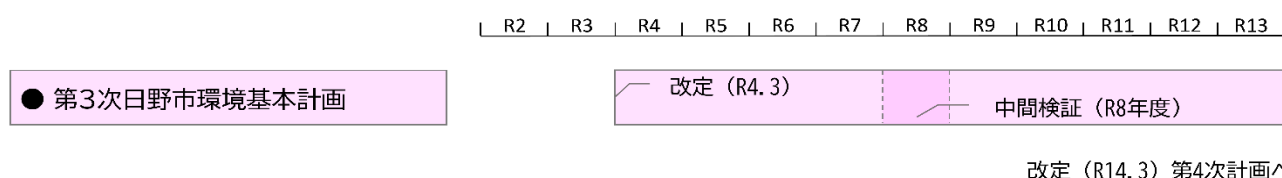
また、具体的な施策の推進は、本計画に基づく、又は関連する計画である「日野市地球温暖化対策実行計画」、「日野市下水道プラン」、「ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～」、「日野市ごみゼロプラン」等で実施します。

（３）計画期間

本計画の計画期間は、令和 4 年（2022 年）度から令和 13 年（2031 年）度までの 10 年間を対象とします。

社会状況や環境を取り巻く状況の変化を的確に反映した計画とするため、必要に応じ、適切かつ柔軟に見直しを行います。また、策定後 5 年（令和 8 年（2026 年）度）を目途に中間検証を行い、必要な見直しを行います。

環境基本計画の進行スケジュール



第2章 計画が目指すもの

(1) 基本理念

本計画における基本理念とは、環境に対する根本的な考え方を示すもので、「日野市環境基本条例」の前文及び第3条に掲げられる「基本理念」を明確化したものです。

自然豊かで環境負荷の少ない社会を実現し、
将来の世代に継承する

騒音・振動・大気汚染や開発などによる自然破壊など、身近な問題だけでなく、地球温暖化による気候変動のような地球規模の問題まで、私たちの周りには様々な環境課題が広がっています。私たちが今後も地球上で活動し続けるためには、一人ひとりの意識を変え、環境の保全・回復・創出に努め、現在の大量生産と大量消費の生活を見直し、環境負荷の少ないライフスタイルの実現に向けて取り組まなくてはなりません。

こうした取り組みは、市民、事業所、行政が互いに協力し、また、ふだん（普段・不断）の行動の中で行われなければなりません。環境に配慮した取り組みを確実に積み重ね、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会の構築を目指すとともに、水・みどり・農^{※1}といった日野市に受け継がれてきた豊かな自然の恵みを将来の世代に継承します。

本計画では、将来にわたる日野市の目指すべき環境の姿や、市全体で環境保全・創出を行う上での基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき内容やその進め方を示します。



多摩丘陵のみどり「南平丘陵公園」



日野市の中央を流れる一級河川「浅川」

※1 農：農業とそれに伴う農地、また、市民農園や体験農園、家庭菜園などのこと。
日野市の環境を構成する大切な要素のひとつです。

(2) 望ましい環境像

「私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ぐ」という第1次計画、第2次計画の考えを継承しつつ、社会情勢の変化に適応した新たな環境を創造します。

環境に関心を持ち行動する人を育て 受け継いだ自然環境を次の世代につなぐまち

日野市は、多摩丘陵や日野台地、多摩川・浅川等の河川と沖積低地、農地と用水路、崖線のみどりと湧水、そこに息づく様々な動植物など、多様な自然環境を有しています。このような豊かな自然資源は、日野市固有の文化の創造や、養蚕、農業、工業などの産業の発展の基礎となってきました。

しかし、都心からの通勤圏という立地からベッドタウンとしての宅地化が進んだことによって、これらの貴重な自然環境や、緑地・農地、用水路などの多くが姿を消していきました。また、現在も姿を消しつつあります。

雑木林や農地など全てのみどりは、経済活動に伴って発生する温室効果ガスであるCO₂を吸収し減少させることから、今後も地球温暖化対策の一つとして大きな役割を担っています。また、河川・用水・湧水など豊かな水辺環境を含めた自然環境は、多くの生き物を育むと同時に、私たちの生活に潤いと安らぎを与える大変重要なものとなっています。

また、農業体験や川遊びなどみどりや水の自然環境を通した体験は、心の中に残り続け、将来の環境の担い手を育てることにつながります。自然環境の保全やそこでの体験は、持続可能な社会の実現に寄与するものです。こうしたことから、私たちは、先人から継承した豊かな自然の大切さを再認識するとともに、自然を守り、育て、少しでも現状を維持し、あるいは質を高め、新たな環境を創造して持続可能な社会環境とし、次の世代に引き継げるよう努めなければなりません。

大切なことは、今、私たち自身が取り組まなくてはならないということです。そして、将来にわたり取り組みを継続するためには、環境教育、啓発を通して学び・教え・伝え、環境に関心を持ち行動する新たな人材を育成しなければなりません。そうして、多くの人が身近な環境に目を向け、行動^{※2}することが、大切な自然環境を残すことにつながるのです。

市・市民・事業者、諸力融合し、より良い環境を次の世代につなぎましょう。

※2 市・市民・事業者が取り組む環境配慮行動の考え方は、「日野市環境配慮指針」に示します。

(3) 基本目標

望ましい環境像の実現に向けて環境への取組みを進めるにあたり、第2次計画に引き続き、分野別に目指すべき目標を設定することとしました。本計画では、第2次計画で設定した「みどり」「水」「ごみ」「地球温暖化」「生活環境」の5分野を見直し、「地球温暖化」を「気候変動」に、また、「生きもの」を新設し、「気候変動」「みどり」「水」「生きもの」「ごみ」「生活環境」の6分野としました。

今、急激な地球温暖化に起因する気候変動の進行から、「気候危機」状態にあるといわれ、様々な環境への影響が各地で問題となっており、地球温暖化とこれに伴う気候変動への対策は喫緊かつ重大な課題となっています。本計画では、今後10年間に特に注力し取組みの強化を図るため、第2次計画の目標「低炭素社会を築くまち」を「気候変動緩和・適応を実現するまち」とし、温室効果ガスの排出抑制等による緩和策と進行する気候変動への適応策を進めることとしました。

また、人類の活動が及ぼす環境への影響として、世界的にも多くの生物の急激な損失が問題となり、生物多様性の保全・回復のための実効性ある緊急の行動が求められていることから、これまで「水」や「みどり」の分野で取り組んできた「生物多様性」の保全について、「生きもの」分野として抽出、目標を「人と多様な生きものが共に暮らせるまち」と掲げ、重点的に取り組めます。

令和 3 年（2021 年）の IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が作成した報告書によると、「人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされ、地球温暖化の原因が人間活動であることが明らかにされました。急激な気候変動の進行から、「気候危機」状態にあるといわれる今、地球温暖化が与える未来への影響を可能な限り軽減し、また、進行する温暖化に適切に適応することが求められています。日野市は、一人ひとりの行動の積み重ねにより、令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。



環境かみしばい「あつあつおばけ」



第 4 次日野市地球温暖化対策実行計画 ～ ゼロカーボン HINØ ～

令和 4 年（2022 年）度から第 4 次日野市地球温暖化対策実行計画が始動します。

地球温暖化に伴う気候変動の進行を踏まえ、第 4 次計画では、これまでの二酸化炭素排出抑制の取り組みに加え、気候変動への適応にも取り組みます。

気候変動に対し、原因を少なくする「緩和」と影響に備える「適応」の両面からしっかりと取り組みます。

ゼロカーボン

HINØ



身近に迫る地球温暖化の影響を少しでも軽減し、市民が快適な生活を享受できる環境を作るため、日野市は令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

目標2 多様なみどりをつなぐまち

日野市には、身近な里山や市外まで連なる多摩丘陵など古くからのみどりや田畑のみどり、公園のみどりなど多様なみどりが多くあります。みどりは環境の保全・防災・景観・レクリエーションといった私たちにとって重要な機能を持っています。近年、こうしたみどりは、宅地開発など人々の活動により減少傾向にあります。このような状況の中にあっても、保全すべきみどりを確実に残し、適切に管理することで緑被率の著しい低下を阻止し、グリーンインフラとして積極的に活用することを目指します。そうすることで生態系を健全に保ち、地球温暖化防止にも寄与するみどりをできる限り多く将来につなぐことを目指します。



丘陵から見る崖線のみどり

目標3 豊かな水環境をつなぐまち

水分野

日野市は、河川や湧水、用水など安らぎの水辺が多くある「水のまち」です。水辺には貴重な動植物が存在し、植物、昆虫、魚類など様々な生きものが棲息・生育しており、美しい景観を形成しています。このような水や水辺もみどり同様減少傾向にあります。日野市の財産である水環境・水辺空間の維持・保全・創出に努め、「水の郷・日野」を将来につなぐことを目指します。



素掘りの用水路（日野市栄町）

目標4 人と多様な生きものが共に暮らせるまち

生きもの分野

地球が40億年という長い時間をかけて育んできた生物多様性は、私たちの生活に欠かすことができない恵み（生態系サービス）をもたらしています。しかし、人間の活動による「4つの危機」といわれる①開発など人間活動②自然に対する働きかけの縮小③人間により持ち込まれたもの（外来種）④地球環境の変化（地球温暖化）は、生物種の絶滅など地球上の多様な生態系に重大な影響を与えており、多くの生きものの急激な損失が世界的な問題となっています。こうした課題の解決も、身近な環境の保全から始まります。

市民一人ひとりが、地域にある自然に関心を持ち、知り、学び、かわり、身近な自然環境を維持・保全することで、生きものと人が共生できるまちを目指します。



4つの生態系サービス

調整サービス

豊かで安定した森林などの環境は、気候の調整や、土壌流出の防止といった調整機能を持っており、私たちの安全な暮らしの確保につながっています。

- ・気候調整
- ・水質浄化
- ・津波など局所災害の緩和
- ・土壌浸食の抑制

供給サービス

野菜や肉などの食べ物、物づくりの材料となる繊維や木材、医療品の他、遺伝的情報、機能や形態なども、私たちのより豊かな生活のために活用されています。

- ・食べ物
- ・木材、繊維
- ・医薬品
- ・燃料
- ・遺伝子資源

文化的サービス

私たちが自然に触れることで安らぎなどの心理効果をもたらす機能のことです。さらに、自然と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる伝統文化が育まれてきました。

- ・精神的充足
- ・レクリエーションの機会
- ・審美的な喜びや価値
- ・社会制度の基盤
- ・地域的な豊かな文化

基盤サービス

生きものが生息・生育する上で必要不可欠な、酸素の生成、土壌の形成、水や栄養の循環などの環境を整える機能のことです。

- ・酸素の供給
- ・気温や湿度の調節
- ・水や栄養塩の循環
- ・豊かな土壌の形成



生物多様性の4つの危機

< 第1の危機 > 開発など人間活動による危機

鑑賞や商業利用のための乱獲や過剰な採取、埋め立てなどの開発によって生息環境が悪化・破壊され、生きものの数と種類、その生息・生育環境が減少しています。

< 第2の危機 > 自然に対する働きかけの縮小による危機

二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にあります。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系や農作物に被害を与えています。

< 第3の危機 > 人間により持ち込まれたものによる危機

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑することによる遺伝的な攪乱が生じています。また、動植物への毒性を持つ化学物質による生態系への悪影響も懸念されています。

< 第4の危機 > 地球環境の変化による危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、高山帯の縮小や、海面温度の上昇などにより、動植物の2～3割で絶滅のリスクが高まるといわれています。

目標 5

ごみゼロのまち

ごみ分野

日野市は、ごみゼロ社会の実現に向け、市民と共に様々な取り組みを行ってきました。地球環境問題の解決及び資源の有効活用による循環型社会の実現に向けて、ごみの減量、ごみの分別の徹底、資源の適切なリサイクルなど 5R（リフューズ、リデュース、リユース、リターン、リサイクル）の取り組みを日常から着実に進めていきます。また、令和 2 年（2021 年）に開始したプラスチック類の分別収集により、さらなる資源化率向上を図ります。



容器包装お返し大作戦
(リターン)

目標 6

心やすらぐ住みよいまち

生活環境分野

ごみのポイ捨てや路上喫煙、野生動物による被害などの日常生活をとりまく環境の問題や騒音や振動、土壌や地下水の汚染といった身近な環境の問題など、私たち身の回りには様々な問題があります。こうした環境の状況を把握し、指導・啓発を進めていくことで市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、誰もが健康で快適に生活できる環境を目指します。



日野用水クリーンデー
(日野市環境月間)

(4) 環境基本計画とSDGsの関連性

持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12 年(2030 年)を目標達成年限とし、17 の国際目標(ゴール)・169 の達成基準(ターゲット)から構成されています。

日本は、平成 28 年(2016 年)に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」ことをビジョンとする「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、国全体での取組みを推進しています。その中で、地方公共団体においても、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたっては持続可能な開発目標(SDGs)の要素を最大限反映し、取組みを進めていくことが求められています。

日野市では、平成 7 年(1995 年)、市民の直接請求により「日野市環境基本条例」を制定。この条例の中で既に「持続可能な社会への展望を見いだすべきとき」という認識を持ち、環境分野を中心に施策を展開してきました。また、令和元年(2019 年)7 月には、「生活価値(QoL)共創都市 日野」を掲げ、優れた取組提案として「SDGs 未来都市」に選定されました。日野市から持続可能な“次世代に引き継ぎたい世界”に変えていくため、更なる行動を起こします。

本計画においても、気候変動、自然環境、生物多様性、ごみ減量、生活環境といった環境分野のあらゆる施策に引き続き取組み、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。



SDGs の 17 の国際目標(ゴール)

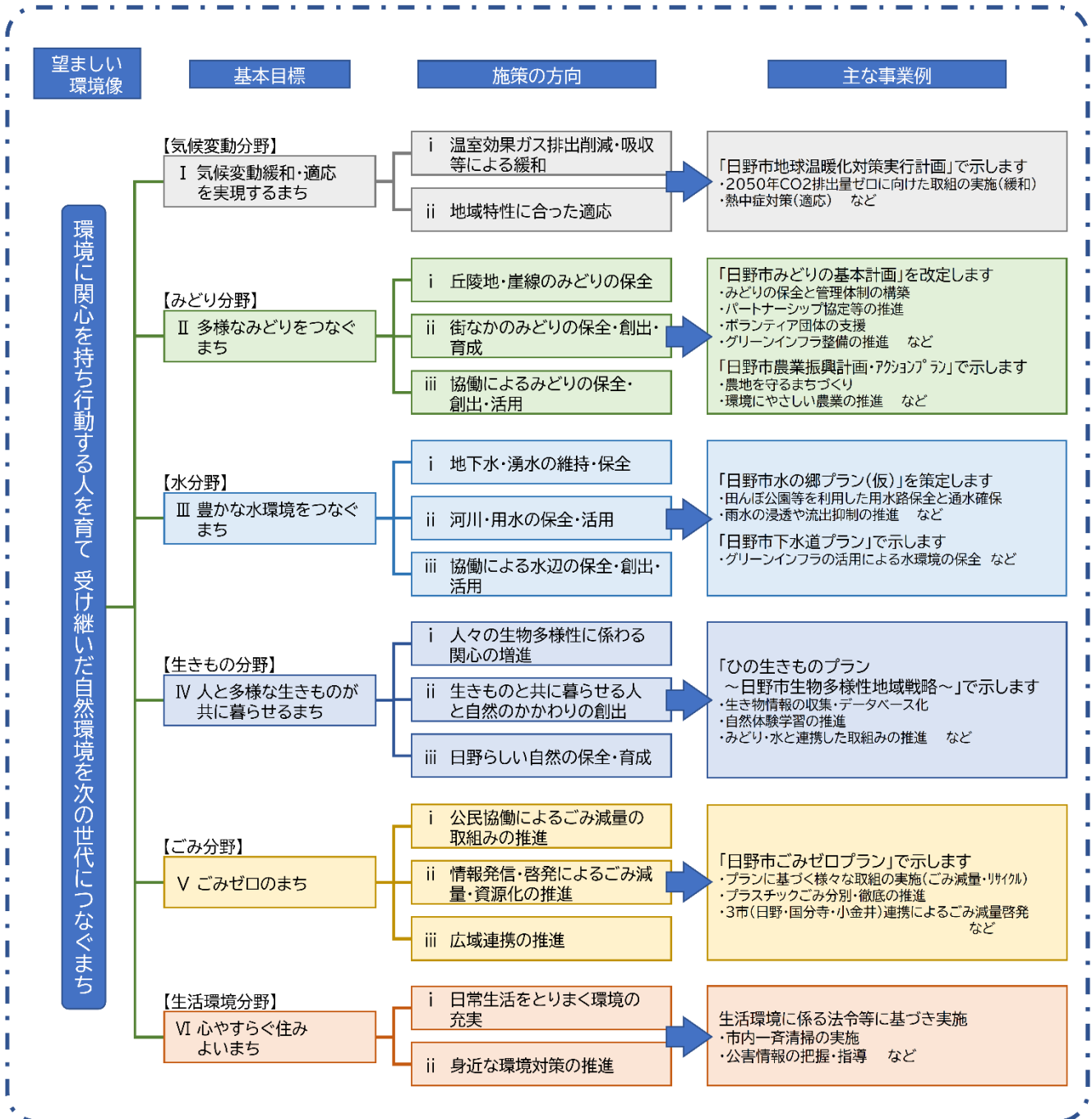
出典:「国際連合広報センター」

https://www.un.org/ja/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdga.logo/

第3章 基本目標達成のための施策

(1) 施策体系

望ましい環境像、基本目標の実現に向けて、目標ごとに「施策の方向」を示します。



施策体系図

(2) 基本目標別取組み

I 目標1 気候変動分野

「気候変動緩和・適応を実現するまち」の実現に向けた取組み



私たちが先人たちから引き継いだ美しい地球、美しい「ふるさと日野」を次の世代に手渡すため、日野市では、気候変動の側面からのアプローチとして、「第4次日野市地球温暖化対策実行計画」（令和4年（2022年）4月）を策定します。

そして、「気候変動緩和・適応を実現するまち」実現に向けた具体的取組みについては、「第4次日野市地球温暖化対策実行計画」において実施し、本計画では、実行計画における取組みの指針を以下のとおり示します。

i 温室効果ガス排出削減・吸収等による緩和

地球温暖化による気温の上昇や急な大雨などの影響によって、快適な生活を享受できる環境が脅かされつつあります。このような影響をできる限り少なく抑えるため、ふだん（普段・不断）の行動からエネルギー消費の削減や温室効果ガスの排出削減に取り組まねばなりません。こうした取組みを推進するとともに必要な啓発・情報発信に積極的に取り組み令和32年（2050年）二酸化炭素排出量実質ゼロ、令和12年（2030年）同排出量46%以上（日野市排出量平成17年（2005年）比）削減を目指します。

①省エネの推進・啓発

主な事業：照明のLED化効率的なエネルギー活用、市民への省エネ行動の周知・啓発 など

②再生可能エネルギーの普及促進

主な事業：太陽光発電の普及促進、市民活動の支援（小水力発電など）、新技術導入の検証・検討 など

③公共交通の利用促進

主な事業：CO₂排出量の少ない移動手段の活用、環境に配慮した道路整備 など

④温室効果ガスの吸収

主な事業：みどり・水による二酸化炭素吸収源対策 など

ii 地域特性に合った適応

気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う緩和だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する適応を進めることが求められています。

日野市は、身近な里山などみどり、多摩川、浅川等の河川や用水路といった水辺などの

自然環境に恵まれています。こうした自然環境は恵みをもたらす一方で、温暖化に伴う気候変動の影響（集中豪雨など）を受けると、土砂災害や河川の氾濫による洪水といった災害をもたらすこともあります。このような日野市をとりまく自然環境について十分に考慮し、地域に合った「適応」の仕組みづくりに取り組みます。

①自然災害への適応策

主な事業：ハザードマップなど水害対策、災害に関する情報提供、
大雨時の用水路の取水量調整、用水路取水口のリモート対応化 など

②健康にかかわる適応策

主な事業：熱中症対策、外来生物の侵入に伴う感染症対策 など

③生活にかかわる適応策

主な事業：気候変動への適応にかかわる情報提供・啓発 など



緩和策・適応策とは

緩和 とは？

原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応 とは？

影響に備える



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：「気候変動適応情報プラットフォーム」
<https://adaptation-platform.nies.go.jp/about/illustration.html>

II 目標2 みどり分野

「多様なみどりをつなぐまち」の実現に向けた取組み



市では、残されている豊かなみどりを次世代へ継承し、「水音と土の香りのするまち ひの」を実現するため、平成13年（2001年）6月「日野市みどりの基本計画」策定、取組みを推進してきました。

「多様なみどりをつなぐまち」の実現に向けた具体的取組みについては、本計画と併せ「日野市みどりの基本計画」に示す方針・理念に照らし、これまで積み上げてきたみどりの保全の基礎となる取組みを継続しつつ、個別の課題に柔軟に取り組んでいきます。

今後は、「日野市みどりの基本計画」の改定を視野に実施計画の策定に取り組む計画的な事業展開を図ります。

i 丘陵地・崖線のみどりの保全

市内には、身近な里山や、残された貴重な崖線緑地など自然に近いみどりが、今なお多く残っています。こうしたみどりの保全については、これまで取り組んできた緑地信託制度や買取、寄付による公有化を引き続き進めるとともに、広域的な視点をもって取り組みます。さらに、グリーンインフラの視点を取り入れた計画的な緑地管理、市民とのパートナーシップによる管理などにより、みどりの質の向上と機能の活用を目指します。

①丘陵地・斜面緑地等の保全

主な事業：良好な緑地の保全と管理体制の構築 など

②里山文化の継承

主な事業：パートナーシップ協定等の推進、ボランティア団体への支援、環境学習の推進 など

ii 街なかのみどりの保全・創出・育成

田や畑などの農地のみどり、公園や学校など公共施設のみどり、民家の生け垣のみどりなどの空間は、街なかにあっても動植物の貴重な棲息・生育空間です。農業の支援、多様な主体と連携して市民が農地に親しむ「農のある暮らしづくり」の取組みを通し、また、農地を公園として残せる仕組みづくりなど、都市農地保全のための国や都の施策に準じた新たな取組みを市として推進し、これらの維持・保全、さらには日野の多様な地形が育み、地域に根ざした文化を通して、農の保全に取り組めます。



田んぼの風景（日野市新井）

①農地の保全

主な事業：都市農業支援、援農ボランティアの支援、学校給食野菜供給農家への支援、
特定生産緑地制度の利活用を通じた農業支援 など

②まちなかのみどりの創出・保全

主な事業：グリーンインフラの整備、コミュニティガーデンの整備 など

iii協働によるみどりの保全・創出・活用

みどりの保全・創出の取組みは、市民や事業者そして市が、力を合わせて取り組むことが重要です。そのための仕組みや計画、環境づくりに取り組みます。併せて、みどりに関する教育の充実、スキルアップを進めるとともに、みどり保全のための人材の育成も進めます。

①みどりに関する普及啓発

主な事業：水・緑・農に関するマップの普及・啓発 など

②協働による活動の仕組みづくり

主な事業：雑木林ボランティア養成、ボランティア団体への支援 など

③広域連携事業の推進

主な事業：多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議 など



緑地のみどり（日野市多摩平）



公園のみどり（日野市東豊田）

Ⅲ 目標3 水分野

「豊かな水環境をつなぐまち」の実現に向けた取組み



市では、市の貴重な財産である豊かな水とみどりを次世代に引き継ぎ、将来にわたり維持するため、「日野市清流保全―湧水・地下水の回復と河川・用水の保全―に関する条例」（平成 18 年（2006 年）6 月 26 日 条例第 22 号）を制定し、河川、用水や湧水、地下水の保全、回復に努めてきました。

「豊かな水環境をつなぐまち」の実現に向けた具体的取組みについては、これまで積み上げてきた水辺の保全の基礎となる取組みを継続しつつ、個別の課題に柔軟に取り組んでいきます。また、「第 2 次日野市下水道プラン」において、下水道普及率を高め、河川の水質改善や雨水の地下浸透等の水環境改善の取組みを進めるとともに、今後、水辺環境保全のための「日野市水の郷プラン（仮）」の策定も視野に計画的な事業展開を図ります。

i 地下水・湧水の維持・保全

市内の日野台地の崖線や多摩丘陵の裾部には多くの湧水点があり、豊かな水環境を構成しています。みどり同様このような空間は、非常に重要な環境要素であり、これらの維持・保全に取り組みます。

①湧水・地下水の維持・保全

主な事業：清流保全条例の改定（令和 4 年（2022 年）4 月 1 日施行）による湧水のさらなる保全、雨水の浸透や流出抑制の推進 など

ii 河川・用水の保全・活用

市内には、多摩川とこれに注ぎ込む浅川、程久保川、谷地川の一級河川、さらにはこれら河川から取水する 116km に及ぶ用水路が網の目のように流れています。

長きにわたる用水路の歴史から培われた現在の水辺環境を、広く日野の水文化として発信し、その保全に取り組めます。



浅川から望む多摩丘陵

①用水の保全活用

主な事業：水利権・取水口の確保、水辺のビオトープの保全・整備 など

②河川の保全活用

主な事業：ワンドなど生態系に配慮した水辺空間の保全・整備や環境学習への活用 など

③水質の保全

主な事業：下水道の普及・グリーンインフラの活用による水環境の保全 など

iii 協働による水辺の保全・創出・活用

水辺の保全・活用のためには、市民や事業者などと連携して取り組むことが不可欠です。これまでも用水組合や市民団体、ボランティアなど多様な主体と連携・協働し、水辺の保全・創出・活用に取り組んできました。こうして積み上げてきた関係や仕組みを活かし、取り組みを推進します。

また、海洋プラスチックなど広域で取り組むべき課題も見据え、流域連携による取組みを推進するとともに次世代を担う子供たちへの啓発活動を強化・充実します。特に、市内の小学校等の教育機関と協働し、水辺環境に興味・関心を抱いてもらえるよう取り組みます。

①水辺に関する普及啓発

主な事業：環境月間の充実、水辺の楽校の支援 など

②協働による活用の仕組みづくり

主な事業：学校田んぼ、公園田んぼの整備・支援 など

③流域連携事業の推進

主な事業：日野市・八王子市浅川流域連携事業、
多摩川流域懇談会、浅川流域連絡会、
多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議 など



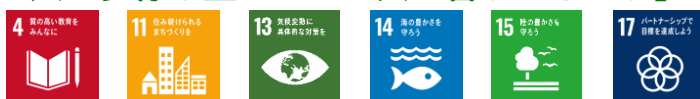
崖線の湧水(日野市豊田)



自噴井戸(日野市南平)

IV 目標4 生きものの分野

「人と多様な生きものが共に暮らせるまち」の実現に向けた取組み



市では、「水とみどりを継承し、人と多様な生きものが共に暮らせるまち」を基本理念に平成30年（2018年）「ひの生きもののプラン～日野市生物多様性地域戦略～」を策定し、生物多様性の保全に取り組んでいます。

「人と多様な生きものが共に暮らせるまち」実現に向けた具体的取組みについては、「ひの生きもののプラン」において実施します。本計画では、プランにおける取組みの指針を以下のとおり示します。

i 人々の生物多様性に係わる関心の増進

川遊びなど身近に自然を感じることでできる体験を通して、多くの人に日野市の多様な環境やそこにある生物多様性を伝え、関心を高めます。日野市の生物多様性を自然体験や環境学習を通して、幅広く情報発信を行い、多くの市民の共通認識とし、生物多様性を支える機運を高めます。そして、環境に関心を持ち行動する「人」の育成につなげます。

①自然体験活動の推進

主な事業：学校などでのビオトープづくりの推進、学校での環境学習の推進、釣り教室等の開催 など

②生物多様性の情報共有・発信

主な事業：生物多様性に関するイベント・展示、カワセミハウスの積極的活用（エコミュージアム化）、多摩動物公園等関連機関との連携 など

ii 生きものと共に暮らせる人と自然のかかわりの創出

私たちの暮らしは、生きるために必要な水や食べ物、安定した気候や災害の緩和など、多くが自然から得られる恵み・様々な生きものや自然環境とのかかわり（生態系サービス）の中で営まれています。日野市にも、里山や用水路など、長い間、人と自然がかかわり育んだ環境があります。そのような場所は、様々な動植物の生息・生育場所でもありました。近年、そうした環境は失われつつあります。

今ある生物多様性を守り育てるため、関連自治体や国、東京都等と連携し啓発活動を行うとともに、市民等の保全活動にかかわる支援の仕組みづくりを検討します。そして、このような環境・活動に関心を持ち行動する人材の育成を行います。

①多様な主体が連携できる体制づくり

主な事業：広域的な自治体間連携の推進、環境団体と連携した環境保全活動、市民・事業者との連絡会・情報交換会の開催 など

②市民活動による生物多様性の推進

主な事業：生きもの調査の実施、水生生物調査、生きものマップづくり など

③自然と人が支えあうまちづくり

主な事業：生態系に配慮した水辺づくりや緑地保全 など

iii 日野らしい自然の保全・育成

崖線に残されたみどり、丘陵地の雑木林、低地に張り巡らされた用水路、多摩川と浅川の河川環境など、日野市の生物多様性は、多摩丘陵・日野台地・沖積低地の特徴的な地形が由来となって生み出されています。健全な生態系に影響を与える外来種や農業等に被害を与える野生動物、さらには防災面等にも配慮しつつ、人間の視点だけでなく、生きものの視点にも立ち、自然環境を残し、今ある生物多様性を守り育てます。生きものを取り巻く環境は、みどりや水の維持・保全なくして守っていくことはできません。みどりと水分野の取組みとしっかりと連携して推進します。

①自然環境の保全

主な事業：希少な生きものが生息・生育する環境の保全と情報収集、
開発行為における環境への影響に配慮した指導 など

②生きものを育む環境の創出と質の向上

主な事業：ホテルやカフェなどの生息エリアの保全、
テーマを持った環境整備（生きものの集まる空間づくりなど）と活用
など

③人と生きものが共生するための外来種・鳥獣害対策

主な事業：外来種の駆除、農業被害を及ぼす野生動物の捕獲の支援 など



ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～の取組み



ひの生きものプランでは、「重点プロジェクト・多くの生きものが集まるまちづくり」として、日野中央公園の一角に昆虫の好む草花（地域の在来種）を植栽した空間を作りました。チョウを中心にそれを捕食するもの、されるものが集まる「多様性」のきっかけとなる空間です。

V 目標5 ごみ分野

「ごみゼロのまち」の実現に向けた取組み



日野市は、多摩地域において「不燃ごみとリサイクル率がワースト 1」という状況を改善するため、平成 12 年（2000 年）に、戸別収集と有料指定袋導入による「ごみ改革」を行い、ごみ量半減を実現しました。

その後、平成 14 年（2002 年）には、市民参画による「ごみゼロプラン」を策定、平成 21 年（2009 年）に第 2 次、平成 29 年（2017 年）に第 3 次と改定を重ね、「ごみゼロ」社会の実現に向け、市民や事業者との協働により、様々な取組みを継続して行ってきました。

そして、さらなるごみ減量・リサイクル推進のため、令和 2 年（2020 年）よりプラスチック類資源化施設を稼働（第 2 次ごみ改革）し、全国に先駆けて製品プラスチックの資源化に取り組むなど、循環型社会の実現に向けて、引き続き「ごみゼロ」に近づく努力を続けています。

「ごみゼロのまち」実現に向けた具体的取組みについては、「日野市ごみゼロプラン」において検討・実施します。本計画では、プランにおける取組みの指針を以下のとおり示します。

i 公民協働によるごみ減量の取組みの推進

市民・事業者・市の協働で、更なるごみの減量に取り組みます。リフューズ（ごみになるものを持ち込まない）・リデュース（出るごみを減らす）・リユース（そのまま使えるものは何度も使う）・リターン（販売店へ返す）の取組みで、ごみの発生を抑えます。発生してしまうものについては、分別徹底により、リサイクル（分別して資源として使う）します。

特に、令和 2 年（2020 年）より開始したプラスチック類分別回収・資源化を、市民に浸透させます。日野市では、この「5R」を推進し、また、そのための推進体制を強化します。

①分別徹底によるごみの減量

主な事業：多摩地域で一番少ないごみ量を目指し令和 8 年（2026 年）度までに 550 g／人・日以下とするための取組みの推進 など

②プラスチック類の減量・資源化率の向上

主な事業：総資源化率を多摩地域のトップ 5 を目標に令和 8 年（2026 年）度までに 45%以上とするための取組みの推進、
拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけ など

③生ごみの減量・資源としての活用の促進

主な事業：可燃ごみの 4 割を占める生ごみの資源化の推進 など

④新たなごみ減量施策の検討

主な事業：紙おむつ・ガラス・陶磁器類の資源化の検討 など

ii 情報発信・啓発によるごみ減量・資源化の推進

広報やごみ情報誌「エコー」、ごみ・資源分別カレンダー等の紙媒体に加え、ごみ分別アプリや SNS 等の活用により、幅広い世代に、ごみ減量意識向上に向けた啓発を繰り返し行い、一人ひとりが行動に移すためのきっかけを作っていきます。

① 市民・事業者のごみ減量意識の向上・環境学習の充実

主な事業：ごみ情報誌「エコー」・ごみカレンダーの充実、
ごみアプリの活用の推進 など

iii 広域連携の推進

浅川清流環境組合で可燃ごみを共同処理する、日野市・国分寺市・小金井市の 3 市で連携し、さらなるごみ減量に向けた取組みを進めます。

最終処分場への負荷を軽減するため、広域連携を行っている 25 市 1 町で連携し、埋立量ゼロ、焼却灰搬入量削減に努めます。

① 3 市における連携の推進

主な事業：3 市ごみ減量推進員などによる 3 市共通のごみ減量施策の推進 など

② 多摩地域における連携の推進

主な事業：浅川清流環境組合や 25 市 1 町による東京たま広域資源循環組合での
広域的なごみ減量への取組みの推進 など

③ 災害廃棄物処理における連携の推進

主な事業：災害廃棄物処理計画の策定、広域連携による災害廃棄物の処理 など



ごみ減量は 5 つの R で

① ごみになるものを持ち込まない（発生回避）

- ・マイバッグを持って、レジ袋は断る
- ・ペットボトル入り飲料はなるべく買わない
- ・使い捨てプラスチック製品（食器、スプーン、ストローなど）は使わない

リフューズ
Refuse

② 出るごみを減らす（発生抑制）

- ・ものを大切に使う
- ・まだ使えるものは使う工夫をする
- ・食べ残しをなるべくしない

リデュース
Reduce

③ 何度も使う（再使用）

- ・必要な人にゆずる（リユースショップやフリーマーケットなど）
- ・イベントではリユース食器やマイ食器を使う

リユース
Reuse

④ 販売店へ返す「容器包装お返し大作戦」（返却）

- ・ペットボトル、トレイ、紙パック、飲料缶などはお店の回収ボックスに返す
- ・新聞、折込チラシは新聞販売店の回収に出す

リターン
Return

⑤ 資源物はごみにしないで、有効活用する（再生利用）

- ・分別ルールを守って出す

リサイクル
Recycle

出典：日野市クリーンセンター見学の手引き

VI 目標6 生活環境分野

「心やすらぐ住みよいまち」の実現に向けた取組み



市民が健康で快適に過ごせる、心やすらぐ生活を確保するために、一人ひとりのマナー向上に向けた啓発等の取組みを推進します。

また、大気汚染、騒音・振動等の身近な環境問題については、引続き監視を続けるとともに情報収集を行い、市民生活のリスクの低減に努めます。

i 日常生活をとりまく環境の充実

私たちの身の回りには、ごみのポイ捨て、路上喫煙、地域猫・野生動物やペットなどの生き物の問題をはじめとする、生活環境問題が多くあります。市民の快適で心やすらぐ生活を守るためには、一人ひとりがマナーを守り、近隣に配慮することが重要です。このような問題が少しでも減らせるよう、地域での取組み支援や啓発を進めていきます。

①快適な生活環境の確保

主な事業：啓発看板（ポイ捨て禁止・犬の糞尿放置禁止等）配布、
喫煙マナーアップキャンペーン、
受動喫煙防止に向けた施策の検討 など

②まちの美化

主な事業：市内一斉清掃、多摩川・浅川クリーン作戦、用水守、街路樹キーパー、
街路樹等によるみどりの景観の形成 など

③生き物と共生の促進

主な事業：地域猫対策、災害時のペット同行避難 など

ii 身近な環境対策の推進

大気・土壌・地下水汚染、有害物質・化学物質などの状況を監視し、また、道路交通、工場・事業場・店舗や航空機などからの騒音や振動などの状況の調査や監視を行い、身近な環境問題の発生を防止します。また、光害、光化学スモッグ、低周波音、電磁波をはじめとする様々な問題について、情報収集・提供を行い、市民のより健康で安全な生活の確保に努めます。

①大気・土壌・地下水汚染等の防止

主な事業：河川・用水路・湧水の水質調査、大気汚染物質の測定、事業者への指導
など

②有害物質・化学物質対策の推進

主な事業：事業活動による土壌汚染等への影響の把握 など

③道路交通騒音の測定及び対策の実施

主な事業：自動車騒音の常時監視、幹線道路の騒音振動調査 など

④工場・事業場・店舗からの騒音・振動への対策

主な事業：工場・事業場、建設現場等の振動・騒音や店舗の営業騒音に対する規制・指導 など

⑤航空機騒音についての対策

主な事業：航空機騒音 24 時間測定による状況の把握 など

⑥関連情報の収集及び提供

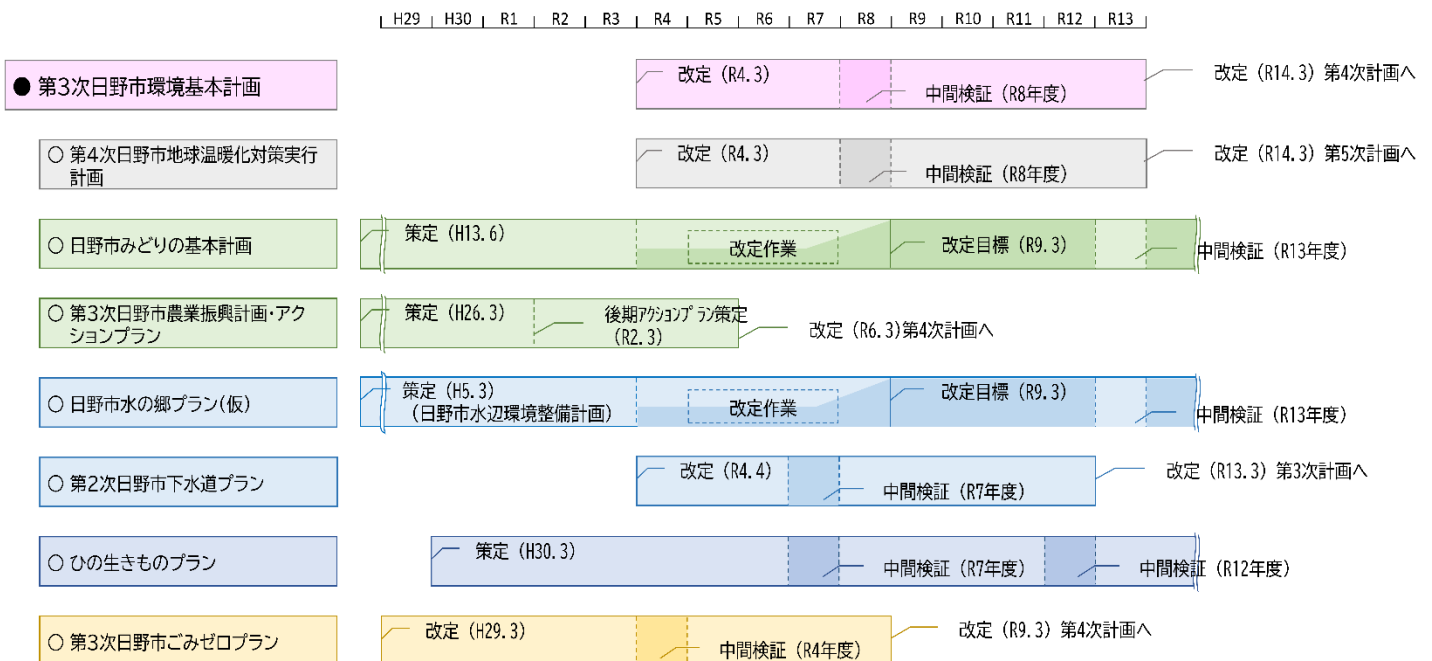
主な事業：光化学スモッグ情報の提供、法改正情報等の提供 など



(3) 環境基本計画と関連計画

本計画に示す「施策の方向」のもと、各分野の実行計画を推進します。本計画と関連する実行計画の進行スケジュールは以下のとおりです。

環境基本計画と関連計画の進行スケジュール



CHECK!

○第4次地球温暖化対策実行計画（令和4年4月策定）

気候変動に対する緩和策（温室効果ガス排出量削減）と適応策（変動する気候への適応）を推進する実行計画です。

○日野市みどりの基本計画（平成13年6月策定）

日野市の「水とみどり」を、これからどのように守り、育てていくかを定めた法定計画です。

策定から年月が経っているため、現状に合わせた計画にする必要があります。

○第3次日野市農業振興計画・アクションプラン（平成26年3月策定）

農業基本条例に掲げる農業経営の支援等農業施策の基本事項（第3条）を推進するアクションプランです。

○日野市水の郷プラン（仮）（今後策定予定）

日野市の「水辺環境」保全のための実行計画です。

今ある「日野市水辺環境整備計画」を「水辺環境」の保全を目的とした総合的な計画として改定します。

○第2次日野市下水道プラン（令和4年4月策定）

公共下水道事業において今後9年間に実施する具体的な施策・取組みを定めた計画です。

○ひの生きもののプラン（平成30年3月策定）

日野市の目指すべき生物多様性の姿と、それを実現するための具体的な取組みを示した計画です。

○第3次日野市ごみゼロプラン（平成29年3月策定）

「ごみゼロ（焼却・埋立てごみゼロ）」による地球環境問題の解決及び循環型社会の実現に向けて、長期的な観点から、適正なごみ処理とごみ減量・リサイクル等を推進する、日野市の一般廃棄物処理基本計画です。

第4章 計画を進めるために

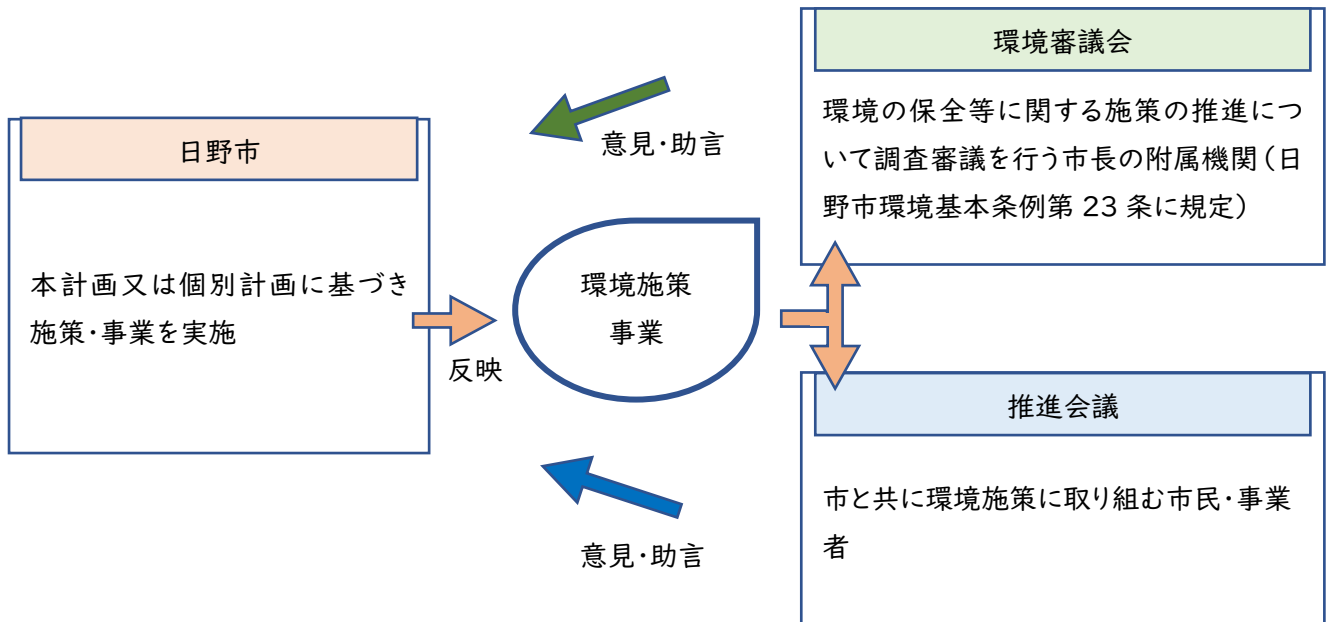
第2次計画では、計画の推進主体を市・市民・事業者や学校・地域と位置づけ、それぞれの役割と具体的取組みを示し、連携・協働して取り組むこととしました。しかし、基本計画という長期間にわたる計画の中で具体的な取組みを示したことで、目まぐるしい社会情勢・環境の変化に対応できず、かえって柔軟性のない計画となっていました。また、市・市民・事業者等がそれぞれ主体となって取組みを推進することを期待しましたが、十分に機能させることができませんでした。さらに、取組みの実現性の検証が不十分であったため、実現の困難な指標が設けられるなど、課題となりました。

そこで、本計画では、市が取り組むべき「施策の方向」を示し、実施計画の推進の主体を明確にしました。基本的な方向性を示すことにより、柔軟にかつ適切に事業を実施し、目標の達成を目指します。

(1) 推進体制・進行管理

本計画は施策の大きな方向性を示すものであることから、具体的な施策レベルでの進行管理は各個別の実施計画、あるいは事業所管課の年次計画で検討・実施することとします。

各年次に実施される環境施策の内容や実績について、市は、市長の附属機関である日野市環境審議会（以下、環境審議会）や環境基本計画推進会議（以下、推進会議）に意見・助言を求め、その意見・助言を施策に反映します。



事業・取組みの成果は、推進会議及び環境審議会の点検・評価を受けたうえで、「日野市環境白書」に記載し、環境審議会での審議のうえ、議会に報告し、市民に公表します。

新たな推進体制と進行管理のポイント

- 環境保全課を事務局とし、施策の推進に関する総合的な調整を図ります。
- 計画の実施・進行主体は、市とし、具体的な施策・事業は各所管課が実施します。
- 推進会議は、市民・事業者と一体となって進捗よくを把握し、事業・取組みを点検・評価し、市に対し意見・助言を行います。
- 市は、環境審議会や推進会議からの意見・助言を事業に反映します。
- 市は、事業・取組みの内容・成果について、「日野市環境白書」に取りまとめ、環境審議会で審議のうえ、議会に報告し、公表を行います。
- 社会情勢や各実施計画の推進状況を踏まえ、「施策の方向」も含め、計画期間中期を目途に計画の検証を行います。

計画の進行管理は、PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（点検）→ACTION（見直し）のPDCAサイクルにより行います。



PDCAのイメージ

PLAN

- ①本計画に示す「施策の方向」に沿って、実行計画・年次計画を策定します。
- ②実行計画・年次計画に基づき、具体的な取組みを定めます。

DO

- ①実行計画・年次計画に基づき、個々の事業・取組みを推進します。

CHECK

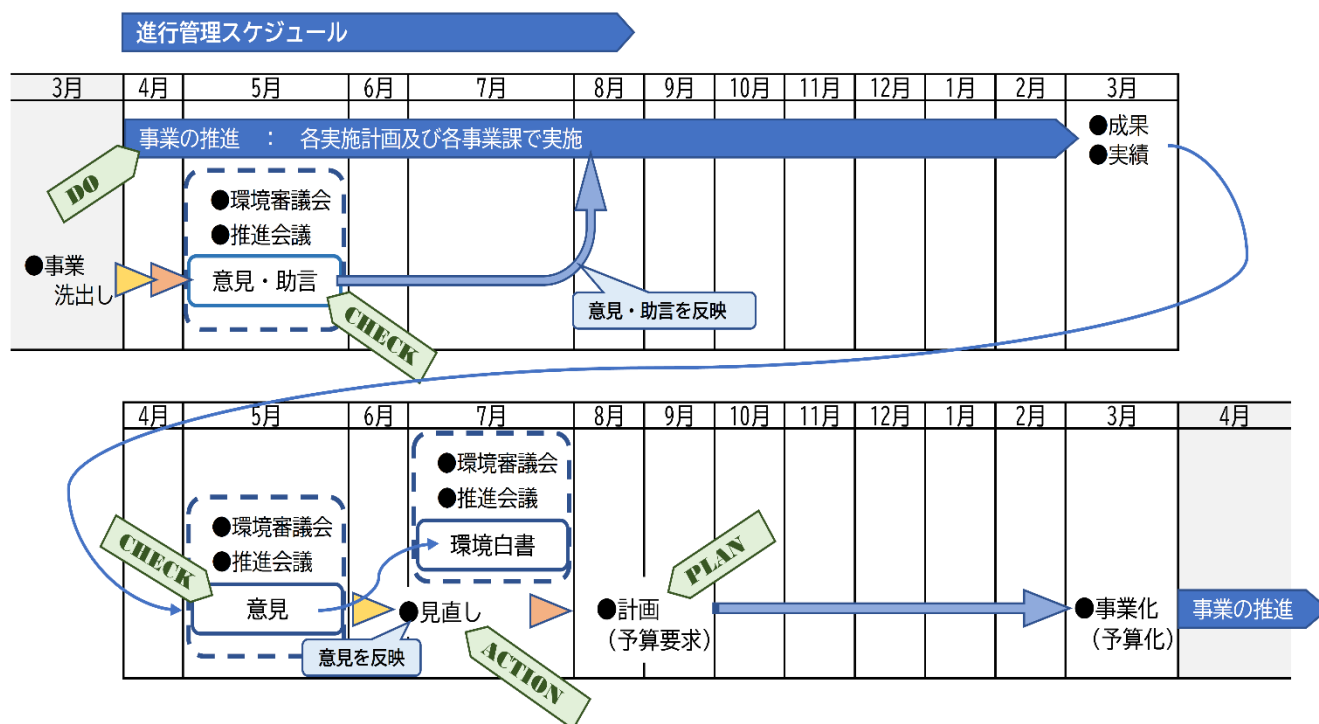
- ①事業・取組みの進捗状況、環境指標の状況：各事業所管課（各実施計画）で把握します。
- ②市全体の事業・取組みの成果：環境保全課で把握、推進会議・環境審議会で評価します。

ACTION ~推進会議・環境審議会の意見・助言を次年度の事業に反映~

- ①CHECKの結果を各事業所管課にフィードバックし、次年度の事業・取組に反映します。
- ②実績報告として年次報告（環境白書）をとりまとめ公表します。

施策の着実な推進のためには、実施状況等を的確に把握するとともに、その結果を評価し、次の取組みに反映させる見直しを行うことが特に重要です。

そのため、本計画では、以下のような流れで取組みを推進します。



進行管理のイメージ

日野市環境配慮指針

日野市環境配慮指針

～市・市民・事業者が環境に配慮するための考え方のよりどころ～

日野市は、多摩川・浅川、これらに端を発する用水に代表される「水」、そして、黒川清流公園に代表される崖線や多摩丘陵の「みどり」など多様で豊かな自然に恵まれたまちです。このような変化に富んだ良好な自然環境は、私たちの日常生活をうるおいのある豊かなものに導きます。私たちは、このような貴重な自然環境を保全し、次の世代につなげなければなりません。地球温暖化やこれに伴う気候変動、マイクロプラスチックによる海洋汚染などの地球規模の環境問題の解決も、こうした地域の環境の保全から始まります。

私たちは、日野市の自然、ひいては、青い地球を次の世代に残すにはどうあるべきか、これまで以上に環境問題を自らの問題として考え、行動しなければなりません。

この指針では、日野市環境基本計画が求める望ましい将来像「環境に関心を持ち行動する人を育て受け継いだ自然環境を次の世代につなぐまち」と6つの基本目標①気候変動緩和・適応を実現するまち②多様なみどりをつなぐまち③豊かな水環境をつなぐまち④人と多様な生きものが共に暮らせるまち⑤ごみゼロのまち⑥心やすらぐ住みよいまちを目指し、市・市民・事業者が環境に配慮すべき事項を示します。そして、それぞれが個々にあるいは協働で取り組み推進していくことで、日野市の環境を持続可能なものとしていきます。今ある日野市の自然環境を次の世代にしっかり受け渡すため、ともに取組んでいきましょう。

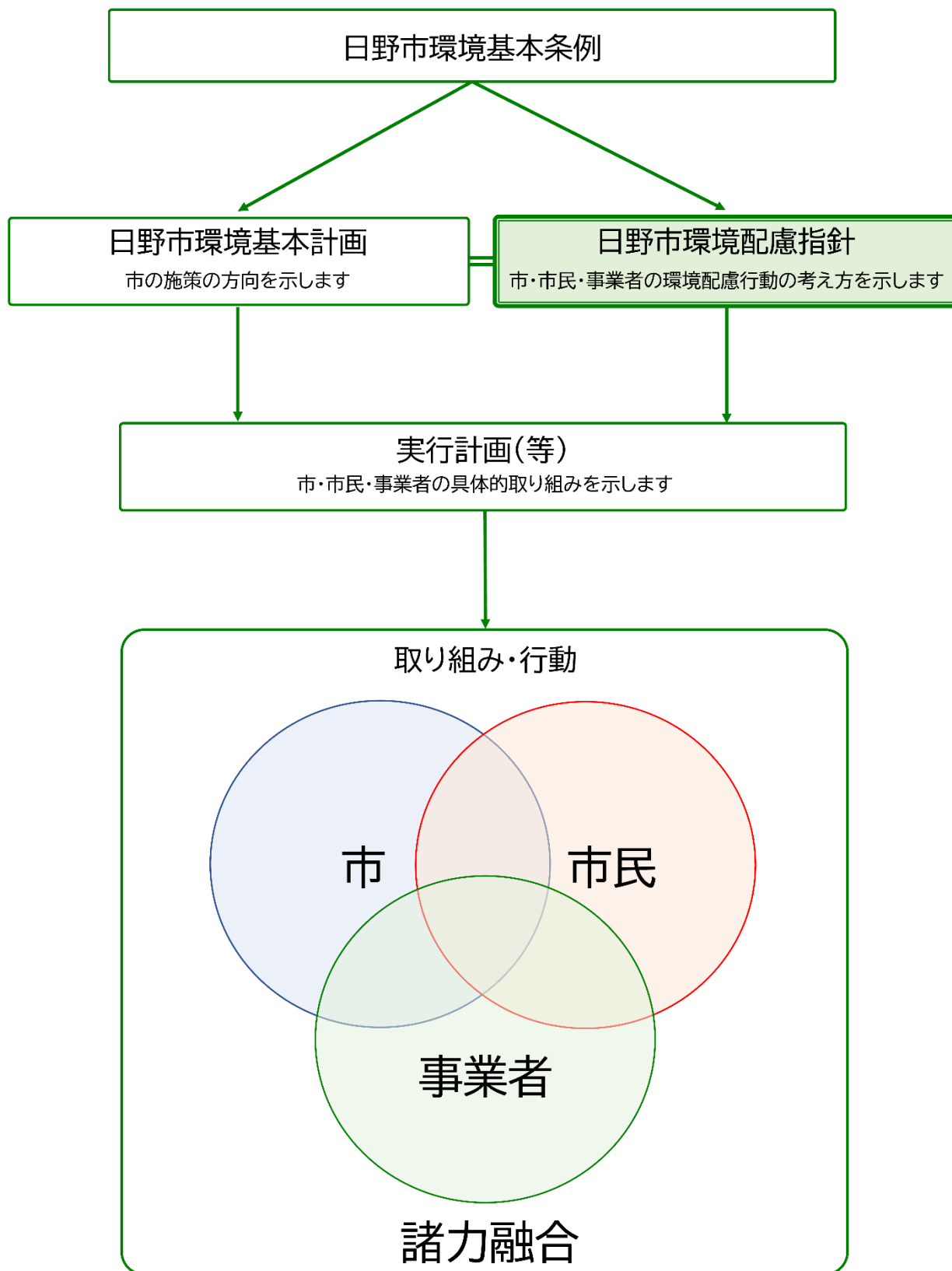
- 1 身近なことから CO₂ 排出削減に取り組み、気候変動の緩和に貢献します。(①気候変動・緩和)
- 2 一人ひとりが工夫して、進行する気候変動に適応する社会を目指します。(①気候変動・適応)
- 3 環境への負荷を与えないよう行動に配慮し、自然との共生を目指します。(②みどり・③水)
- 4 自然に触れ、知り、かかわり、生きものと共生できる社会を目指します。(④生きもの)
- 5 5R の取り組みを徹底し、資源の有効活用による循環型社会の実現を目指します。(⑤ごみ)
- 6 環境に係わる法規制等を遵守し、マナー向上に努めます。(⑥生活環境)
- 7 環境に関心を持ち、行動する人を育てます。(基本目標共通)

令和4年4月1日

日野市長 大坪 冬彦

日野市環境配慮指針とは

日野市環境基本条例第10条に基づき定められた、市・市民及び事業者の環境に配慮すべき事項を示したものです。



資料編

あって、環境の保全等を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、健康で豊かな自然の恵みをもたらす環境を享受するすべての市民の権利として、将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的とするすべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 緑地、河川、土壌、地下水、湧水その他自然の構成要素の保全に関すること。

(3) 森林、農地、水辺地等の自然環境の体系的な保全に関すること。

(4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

(5) 良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。

(6) 水及びエネルギーの有効利用に関すること。

(7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、熱帯木材の使用削減その他の地球環境の保全等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たって、土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等、木竹の伐採及び水面の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、市と協力して環境の保全等に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第 7 条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(市民の申出)

第 8 条 市民は、環境の保全等に関し必要な措置を講ずるよう市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があったときは、日野市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、申出の内容及び経過を市民に明らかにするよう努めなければならない。

第 2 章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第 9 条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、日野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、議会の議決を経て環境基本計画を定め、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境配慮指針)

第 10 条 市長は、環境基本計画にそって、市、市民及び事業者の環境に配慮すべき事項を示す日野市環境配慮指針(以下「環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

(準用)

第 11 条 第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定は、環境配慮指針の策定及び変更に準用する。この場合において、第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定中「環境基本計画」とあるのは、「環境配慮指針」と読み替える。

第 3 章 環境の保全等に関する施策

(施策の策定等に当たっての義務及び総合調整)

第 12 条 市は、環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境配慮指針との整合性を図るものとする。

2 市長は、市の環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するに当たっては、会議の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第 13 条 市長は、市が実施する事業のうち、環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 14 条 市は、環境の保全等に資するために、環境に関する情報、技術等の提供に努めるも

のとする。

(環境学習の推進等)

第 15 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるように、人材の育成その他の必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るとともに、環境に関する広報活動の充実を図るものとする。

(施設の整備等)

第 16 条 市長は、廃棄物の減量のための施設その他の環境の保全等を図る上での支障の防止に資する施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、公園、緑地その他の公共施設の整備その他の良好な自然環境の保全等の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究の充実)

第 17 条 市長は、環境の保全等に関する施策に資するため、環境の保全等に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、調査及び研究等を実施し、その成果を普及させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に規定する調査及び研究等を実施するに当たっては、必要に応じて市民の協力を求めることができる。

(年次報告)

第 18 条 市長は、毎年、議会に、環境の保全等のために市が実施した事業の概要に、日野市環境審議会の意見を付けて、報告書を提出しなければならない。

第 4 章 事業者の義務等

(事業者の義務)

第 19 条 事業者は、第 10 条に規定する環境配慮指針を尊重して、事業を行わなければならない。

(大規模事業者の義務)

第 20 条 大規模事業者で規則で定めるもの(以下「大規模事業者」という。)は、環境配慮指針にそって当該事業所が行う事業に関する環境配慮の方針を作成するよう努めなければならない。

2 大規模事業者は、規則で定めるところにより、市が求めるときには当該事業所の環境に配慮した事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(開発事業者等に対する要請)

第 21 条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、開発事業を実施しようとするもの(以下「開発事業者等」という。)に対して、あらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告及び公表)

第 22 条 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

3 開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 日野市環境審議会

第 23 条 環境の保全等に関する施策の推進について調査審議させるため、市長の附属機関として、日野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例によりその権限に属せられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に掲げる事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他の資料の提出を市長に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

5 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 15 人以内をもって組織する。

(1) 市民(公募による。) 4 人

(2) 学識経験者 5 人以内

(3) 事業者 3 人以内

(4) 環境の保全等に関する行政機関の長及び団体の代表者が推薦した者 3 人以内

6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 審議会は、原則として公開するものとする。

8 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に若干名の調査委員を置くことができる。

9 調査委員は、非常勤とし、市長が委嘱する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平成 11 条例 27・一部改正)

第 6 章 雑則

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、公布の日から 1 年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(平成 8 年規則第 5 号で平成 8 年 4 月 1 日から施行。ただし、第 20 条の規定は平成 8 年 10 月 1 日から施行。)

付 則(平成 11 年条例第 27 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 13 年 10 月 12 日から、第 4 条の規定は平成 13 年 2 月 19 日から、第 5 条の規定は平成 12 年 12 月 24 日から、第 6 条の規定は平成 13 年 9 月 1 日から、第 9 条の規定は平成 11 年 8 月 9 日付けで日野市教育委員会が委嘱し、又は任命した日野市余裕教室活用計画策定委員会委員の任期の末日の翌日から、第 11 条の規定は平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

○日野市環境基本条例施行規則

規則第 6 号

改正 平成8年7月1日規則第27号 平成16年3月23日規則第21号

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市民の申出（第3条—第6条）

第3章 環境の保全等に関する施策（第7条—第10条）

第4章 日野市環境審議会（第11条—第14条）

第5章 雜則（第15条）

付則

(目的)

第1条 この規則は、日野市環境基本条例（平成7年条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(申出)

第3条 条例第8条第1項の規定による申出は、条例の前文及び条例第1条に規定する目的に関する事項とする。

(申出の方式)

第4条 条例第8条第1項の規定により市民が申出をしようとする場合の様式は、別記様式による。

(申出の受理等)

第5条 市長は、条例第8条第1項の規定による申出があった場合、内容等の確認を行い、必要があると認めるときは第7条に規定する日野市環境調整会議に付議する等により、処理方針を作成するものとする。

2 市長は、前項の処理方針に基づき必要な措置を講ずる場合において、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴く必要を認めたときは、日野市環境審議会に諮問するものとする。

(公開)

第6条 市長は、条例第8条第3項の規定により、閲覧の用に供するための台帳を作成するものとする。ただし、特定の個人に関する情報が含まれる等により公開が不適当と判断される場合、その部分については非公開とすることができる。

第3章 環境の保全等に関する施策

（調整会議の設置）

第7条 市の環境の保全等に関する施策を総合的に調整し推進するために、日野市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

（大規模事業者）

第8条 条例第20条第1項に規定する大規模事業者で規則で定めるものは、事業の用途に供する延床面積5,000平方メートル以上の建築物を有する事業者とする。

（環境配慮計画書）

第9条 条例第20条第2項の規定により、市が大規模事業者に対し環境に配慮した事項を記載した報告書の提出を求める場合は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 当該事業所における事業活動に伴い、環境への負荷を、大規模に又は長期間にわたって与え、又は与えるおそれのある場合
- (2) 当該事業所の事業活動に基づく、土地の形質の変更、木竹の伐採等により、自然環境を著しく変化させ、又はそのおそれのある場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要があると認める場合

（開発事業等）

第10条 条例第21条第1項に規定する環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるものは、当分の間、日野市住みよいまちづくり指導要綱（昭和53年11月1日制定。以下「まちづくり指導要綱」という。）第3条及び第4条に定めるものとする。

2 条例第21条第2項から第6項まで及び条例第22条の施行に当たって必要な事項については、別に定める。

第4章 日野市環境審議会

第11条 削除

（会長及び副会長）

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条 審議会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求める

ことができる。

（審議会の運営）

第 14 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

第 5 章 雑則

（委任）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条及び第 9 条の規定は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

2 条例第 21 条第 2 項から第 6 項まで及び条例第 22 条の施行に当たって必要な事項については、第 10 条第 2 項により別に定めるまでの間、まちづくり指導要領によるものとする。

付 則（平成 8 年規則第 27 号）

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年規則第 21 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

資料3 本計画と関連が深いSDGsの項目

目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



＜目標達成に向けた本計画の取組み＞

地球温暖化の進行に備えた暑さ対策や、公害問題への対策に取り組むことで、市民の健康確保や福祉の促進に貢献します。

目標 4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



＜目標達成に向けた本計画の取組み＞

多くの市民への環境教育・環境学習を通じ、環境に対する意識の向上に貢献します。

目標6「水・衛生」すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



＜目標達成に向けた本計画の取組み＞

河川等の水質保全や健全な水循環の回復に取り組むことで、水資源の持続的な利用に貢献します。

目標 7[エネルギー]すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



＜目標達成に向けた本計画の取組み＞

再生可能エネルギーの導入啓発・促進等により、エネルギー資源の持続的な利用に貢献します。

目標 11「持続可能な都市」包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間住居を実現する。



＜目標達成に向けた本計画の取組み＞

日野の歴史や文化を大切にしながら、環境保全と地域の発展を両立させたまちづくりに取り組むことで、住み続けたいと思えるまちの実現に貢献します。

目標12「持続可能な消費と生産」 持続可能な生産消費形態を確保する。



＜目標達成に向けた本計画の取組み＞

ごみの排出削減をはじめとした 5R の推進や食品ロスの削減、廃棄物の適正な処理に取り組むことで、ごみゼロ社会の実現に貢献します。

目標 13【気候変動】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



＜目標達成に向けた本計画の取組み＞

温室効果ガスの排出量を削減することで気候変動の緩和に寄与するとともに、気候変動による健康被害や激甚化する災害等への適応策に取り組みます。

目標 14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



＜目標達成に向けた本計画の取組み＞

川の水質や水辺環境の保全、プラスチックごみの削減等の取組みにより、海への環境負荷を低減し、海洋資源の持続可能な利用に貢献します。

目標 15【陸上資源】 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、



ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

＜目標達成に向けた本計画の取組み＞

市内緑の創出・保全と、生きものと共存したまちづくりに取り組むことで、生態系の保全や生物多様性の損失の阻止に貢献します。

目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



＜目標達成に向けた本計画の取組み＞

環境保全を推進するための仕組みやネットワークを充実し、市民・事業者と協働で目標達成に向け取り組みます。

TRANSFORMING OUR WORLD
SDGs IN ACTION HINO 

第3次日野市環境基本計画

令和4年（2022年）4月

発行 日野市

編集 日野市 環境共生部 環境保全課

〒191-8686 東京都日野市神明一丁目12番地の1

電話 042-585-1111（代）、042-514-8294（直通）
